

新潟市公共工事環境配慮指針

平成 2 1 年 5 月

1 指針策定の趣旨

本指針は、「新潟市環境基本条例」（平成8年7月2日新潟市条例第20号）第9条の規定に基づき、新潟市の環境の保全に関する長期的な目標、施策の大綱及び環境配慮のための方針を定めた「新潟市環境基本計画」（以下「基本計画」という。）を推進する一環として、新潟市が行う工事における環境配慮の視点、内容を整理し、行政、事業者などすべての主体が協働して取り組むために新潟市公共工事環境配慮指針を策定するものです。

2 指針の目的

新潟市が実施する公共工事は、安心・安全で快適な市民生活の向上並びに産業・経済の発展において必要不可欠なものです。一部には自然環境の改変をはじめ、様々な環境負荷を発生させる要因を持っている場合があります。

このため、自然環境の保全、緑化の推進、住環境等への影響、省資源・省エネルギー対策、環境負荷の少ない製品の使用推進、有害物質対策等について配慮するとともに、環境保全対策及び建設副産物対策等についての取組の強化について検討し、施工から運用、廃棄に至るまでの全般にわたって環境への負荷を低減させることを目的とします。

3 基本方針

指針策定の趣旨にある「新潟市環境基本計画」の4つ施策の目標の実現を目指すため、その目標を本指針の基本方針とし、この基本方針により環境配慮事項を設定します。

- (1) 自然と人間とが共生する田園ふれあい空間の形成
 - 河川・湖沼等の湿地，里山などの保全
 - 野生動植物の保護
- (2) 環境への負荷の少ない資源循環社会の実現
 - リサイクルなど資源循環の推進
- (3) 健康で安心な快適環境の構築
 - 災害の防止
 - 大気汚染，水質汚濁，土壌汚染，騒音・振動，悪臭，地盤沈下など公害の防止，廃棄物の適正管理，化学物質等の安全管理
 - 緑，水辺，景観などの保全・創造
 - 歴史，文化遺産の保存・活用
- (4) 地球環境への貢献
 - 地球温暖化，酸性雨，オゾン層破壊の防止
 - 省資源・省エネルギーの推進，新エネルギーの導入

4 指針の適用範囲

本指針は、新潟市が発注する工事の全てについて、適用するものです。

ただし、「新潟市環境影響評価条例」（平成21年3月24日新潟市条例第18号）により評価を実施する工事及び災害復旧事業については、本指針の適用を除外することができるものとします。

5 指針の運用

本指針を運用するにあたり環境配慮事項の可否を確認する際は、別紙チェックリストを使用して確認します。

本指針の運用状況等について、チェックリストを基に新潟市公共工事環境配慮指針推進委員会で取りまとめ、必要に応じて助言・指導を行います。

6 指針の改定

本指針は、技術革新や社会状況等の変化に伴い改定が必要と認められた場合は、随時見直しを行い、新潟市公共工事環境配慮指針推進委員会に諮り、その承認を得て改定します。

7 その他

本指針の運用にあたって必要な事項は、別に定めます。

8 適用期日

本指針は、平成20年4月1日から適用します。

本指針は、平成21年5月1日から適用します。

環境配慮事項チェックリスト(土木工事関係)

記入年月日	担当者(所属・職・氏名)					
工事番号	工事名					
工事箇所(所在地)			工事概要			
工期						
～						
設計額(当初)	設計額(変更後最終)					
請負額(当初)	請負額(変更後最終)					
環境配慮事項	配慮の段階	環境配慮事項の取組内容				
		設計	施工	該当の有無	履行の状況	該当の有無, 履行の内容等についての特記事項(理由) (履行不可の場合は, 必ず記入の事)
				無	有	
(1) 自然と人間とが共生する田園ふれあい空間の形成						
1	自然環境の著しい改変を伴う開発の回避に努める。	○	○			
2	回避できない場合, 自然環境や野生生物の生息・生育環境へ影響の少ない構造などの計画に努める。	○	○			
3	自然環境の復元や代替地の創出を行い, 生態系の保全に努める。	○	○			
4	緑化に際し, 郷土種の採用や自然環境の多様性を高める樹種構成などを検討する。	○	○			
5	自然環境保全に配慮した施工計画・仮設計画に努める。	○	○			
(2) 環境への負荷の少ない資源循環社会の実現						
6	水資源の保全と確保に配慮する。	○	○			
7	建設廃棄物の排出抑制・有効利用に努める。	○	○			
8	建設発生土等の発生抑制・有効利用に努める。	○	○			
9	伐採木, 伐根類の再資源化, 有効利用を図る。	○	○			
10	建設廃棄物から再資源化された資材を率先して利用する。	○	○			
11	構造物の長寿命化, 維持管理の低減に努める。	○	○			
(3) 健康で安心な快適環境の構築						
12	交通規制, 迂回路の確保により, 円滑な通行確保に努める。	○	○			
13	工事用車両による周辺環境への影響の軽減に努める。		○			
14	事業内, 他事業間調整を行い, 工事における周辺環境への影響の低減に努める。	○	○			

環境配慮事項	環境配慮事項の取組内容						
	配慮の段階		該当の有無		履行の状況		該当の有無，履行の内容等についての特記事項(理由) (履行不可の場合は，必ず記入の事)
	設計	施工	無	有	履行	履行不可	
15	省エネルギー型，低公害型の建設機械や車両の採用に努める。		○				
16	粉じんの発生・飛散防止に努める。	○	○				
17	騒音，振動防止等に配慮した工法や建設機械及び設備を採用する。	○	○				
18	地盤変動の回避に努める。	○	○				
19	周辺への悪臭防止対策に配慮する。	○	○				
20	照明などによる光害に配慮する。	○	○				
21	高架構造物などによる日照・電波障害，風害に配慮する。	○	○				
22	地域特有の優れた景観の維持・形成に努める。	○					
23	構造物・仮設物などの構造，形態，デザイン，色彩などについて周辺環境との調和に努める。	○					
24	良好な緑地空間の維持・形成に努める。	○					
(4) 地球環境への貢献							
25	高効率機器，省エネルギー設備の導入に努める。	○	○				
26	省資源，省エネルギーに配慮した建設資材の活用に努める。	○	○				
27	効率的なエネルギー利用や未利用エネルギーの有効利用等に配慮した設備，技術の導入に努める。	○	○				
28	水資源の消費低減・有効利用に努める。	○	○				
29	県内木材の使用など地域の自然素材の活用に努める。	○	○				
30	温室効果ガス吸収に資する緑化の推進に努める。	○					
合計件数		28	26	0	0	0	0
特に環境保全に配慮した又は効果のあった事項							

環境配慮事項チェックリスト(建築工事関係)

記入年月日	担当者(所属・職・氏名)						
工事番号	工事名						
工事箇所(所在地)			工事概要				
工期							
~							
設計額(当初)	設計額(変更後最終)						
請負額(当初)	請負額(変更後最終)						
環境配慮事項			環境配慮事項の取組内容				
			該当の有無	履行の状況		該当の有無, 履行の内容等についての特記事項(理由) (一部履行・履行不可の場合は, 必ず記入の事)	
				履行	ほぼ履行		一部履行
			無	有	配点		
		3	2	1	0		
(1) 自然と人間とが共生する田園ふれあい空間の形成							
1	大規模な土地の改変は極力避ける。						
2	緑地などについてはその保全に努め, その資源を活用した整備を図る。						
3	貴重な動植物の生息・生育環境の積極的な保全及び復元等に努める。						
4	在来種の活用により, 地域特有の自然環境の保全に努める。						
5	自然環境保全に配慮した施工計画を策定する。						
6	環境保全に有効な植樹, システム・機器の採用などにより, 大気・水質・土壌などの汚染防止に努める。						
(2) 環境への負荷の少ない資源循環社会の実現							
7	節水型機器の採用, 排水再利用及び雨水利用のシステム採用などにより, 水資源の有効利用に努める。						
8	水資源保全に配慮する流出水の対策, 水循環システムの構築, 及び緑被率の向上に配慮した施設整備に努める						
9	建設資材廃棄物の減量化, 排出抑制に努める。						
10	建設発生土の発生抑制, 有効利用に努める。						
11	建設資材廃棄物の再資源化等に努める。						
12	建設資材廃棄物の再資源化により得られたものを利用するよう努める。						
13	構造体について, 耐久性の確保や劣化防止に配慮する。						
14	将来の施設内部機能の変化に対応できるよう, フレキシビリティの確保に努める。						
15	耐久性に優れ, 更新・整備・点検に配慮した建設資材, 設備資材, システムの採用に努める。						

環境配慮事項		環境配慮事項の取組内容							
		該当の有無	履行の状況				該当の有無、履行の内容等についての特記事項(理由) (一部履行・履行不可の場合は、必ず記入の事)		
			履行	ほぼ履行	一部履行	履行不可			
		無	有	配点					
3	2			1	0				
(3) 健康で安心な快適環境の構築									
16	粉じんの発生・飛散防止に努める。								
17	騒音・振動防止等に配慮した工法や建設機械を採用する。								
18	周辺環境、周辺景観との調和を図り、良好な景観の形成に努める。								
19	駐車車両、室外機等による近隣への騒音・振動防止に努める。								
20	日照障害、電波障害、風害及び光害の防止に努める。								
21	新潟市景観計画に基づき、景観への配慮を行う。								
22	良好な景観を形成している樹木などの存置や移植、現存植生を考慮した植栽などにより、積極的な緑の保全								
(4) 地球環境への貢献									
23	高効率機器、省エネルギー設備の導入に努める。								
24	自然採光、自然通風の活用により、照明負荷、冷房・換気負荷の低減に努める。								
25	高断熱の材料・工法及び、断熱・日射遮蔽性の高い建具・庇などの採用により、熱負荷の低減に配慮する。								
26	省資源・省エネルギーに配慮した、建設資材の活用に努める。								
27	建物の配置や形状、室の配置を工夫し、日射の軽減・利用、除排雪の負荷低減に努める。								
28	空調機器は、オゾン層を破壊しない冷媒とする。								
29	県内木材の使用など地域の自然素材の活用に努める。								
30	屋上等、建物緑化に努める。								
	合計件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計点数	-		0	0	0	0	0	0
特に環境保全に配慮した又は効果のあった事項									